

2020.12.24 掲載

	誤	正
p.50, 17行目	右折車の設計時間交通量が200[台/時]未満でかつ右折率が20%未満の場合はその限りでない。	流入部の設計時間交通量が200[台/時]未満でかつ右折率が20%未満の場合はその限りでない。
p.150, 左 8行目	右折禁止の場合や設計速度40[km/時]以下の往復2車線道路で、設計時間交通量が200[台/時]未満でかつ右折率が20%未満の場合以外は、	右折禁止の場合や設計速度40[km/時]以下の往復2車線道路における流入部の設計時間交通量が200[台/時]未満でかつ右折率が20%未満の場合以外は、

2020.3.29 掲載

	誤	正
P11, 左 16行目	本節では、計画段階における原則的事項を簡潔に述べる。その具体的な適用例や留意事項等は第III編 2.5および適宜示す文献を参照されたい。	本節では、計画段階における原則的事項を簡潔に述べる。その具体的な適用例や留意事項等は適宜示す文献を参照されたい。
P208, 参考文献	10) 警察庁交通局交通規制課長通達：右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について、警察庁丁規発第14号，平成20年3月3日 11) 警察庁交通局交通規制課長通達：歩車分離式信号に関する指針の制定について、警察庁丁規発第86号，平成14年9月12日 12) 警察庁交通局交通規制課長通達：時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定について、警察庁丁規発第15号，平成20年3月3日	10) 警察庁交通局交通規制課長通達：右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について、警察庁丁規発第48号，平成31年3月20日 11) 警察庁交通局交通規制課長通達：歩車分離式信号に関する指針の制定について、警察庁丁規発第47号，平成31年3月20日 12) 警察庁交通局交通規制課長通達：時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定について、警察庁丁規発第49号，平成31年3月20日
P237, 参考文献	1) 警察庁交通局交通規制課長通達：「右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について」，警察庁丁規発第14号，平成20年3月3日 2) 警察庁交通局交通規制課長通達：エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について，警察庁丁規発第42号，平成19年5月25日 3) 警察庁交通局交通規制課長通達：視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定について，警察庁丁規発第77号，平成15年10月22日	1) 警察庁交通局交通規制課長通達：「右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について」，警察庁丁規発第48号，平成31年3月20日 2) 警察庁交通局交通規制課長通達：エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について，警察庁丁規発第60号，平成31年3月27日 3) 警察庁交通局交通規制課長通達：視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定について，警察庁丁規発第59号，平成31年3月27日